

## 自由研究 第1会場

## わたしの見た北欧のノーマライゼーションとインクルージョンの教育実態

菌部 英夫 (東京支部)

## 1) はじめに

1993年より、北欧のデンマーク、スウェーデン、フィンランドを14度訪問している。教育関係の訪問先はのべ30校(特別学校8、特別学級5、インクルーシブ教育の学校6、高校・職業学校6、国民高等学校4、成人学校1)。障害者権利条約ではインクルージョンが強調されるが、北欧の現地で見て、学んで、考えてきたことを整理したい。

## 2) デンマーク

「より専門的な知識に基づき、障害児の個別的な教育ニーズにあった特別教育を行うべき」とされ、「特別学校は1985年から20年の間に2倍以上増加した」(片岡豊)。場の統合(インテグレーション)を重視し、特別なニーズを集団的に検討しながら「質の高い」教育がとりくまれた。それを基礎に多文化含めたインクルーシブ教育を模索している。

○1993年＝ヘルシンガー・国民学校(小中学校 300人)。障害児は3クラス29人。特別学級には、担当に加え作業、理学、言語療法士が配置される。

○2001年＝オーフス・国民学校(435人)。障害児は4クラス26人。教員6人は特別教員。副校長が統括。毎週学校のパーティがあり、そこで交流。

○2004年＝アレロズ・国民学校(500人)。障害児学級は24人の小規模な「特別学校」。副校長責任者。

○2007年＝コペンハーゲン・特別学校(100人)。脳性マヒ、重複障害、視覚・聴覚障害の3コースに学童保育や寄宿舎、ショートステイ施設を併設。校長「(特別ニーズ教育やインクルージョンの推進が)議論をよんだ。しかし、障害児にとって孤立・孤独感は大きなデメリット。自分に対する安定性が大事」。

○2012年＝オーフス・特別学校(225人)。重い知的障害。24人重複障害、54人自閉症。

○2013、2014年＝コペンハーゲン・特別学校(100人)。60%は17カ国からの移民。保護者の多くは生活保護世帯。教師21人+4人は母国語の教師。1クラス6、7人。国語・英語・算数重視。校長「10年間、インクルーシブ教育が実施され、特別学校は減り、特別学級も縮小方向だが、賛否両論ある」。

○2016年＝コペンハーゲン・特別学校(100人)。特別学校は市内に4校。自閉症や重度知的障害。1クラス8～14人、各クラス教員3人+ペタゴー3人+助手3人＝9人チームが基本。移民の子6割。

## 3) スウェーデン

○2008年、2015年＝ストックホルム・知的障害児特別高校(104人)。義務教育は9年だが、知的障害のある場合は10年。さらに2年間の延長も可能。校長「障害は重度化している。でも教育目標は変わ

らない。社会性、自信、自立が目標」。

○2010年＝ソルナ・基礎学校(小中学校)。3人の障害児をベテランと若いアシスタントが、同一敷地内の「学級棟」で教える。生徒会や行事と一緒に参加。

○2013年＝ストックホルム・高校(1300人)。100人の障害児は4つの特別クラスで学ぶ。

## 4) フィンランド

○2007、2009、2010、2013年＝エスポー(人口30万人)・オーロラ学校(356人の小学校)。4人のダウン症児を1クラスで運営。校長「大事なのは教員の確保。障害児を入れても教育条件が悪いと、健常の子にとっても障害児にとってもいい効果はでない」。市教育委員会「学齢児の4分の1が特別な支援の対象。支援は3段階(普遍的支援/強化された支援/特別教育)。各校に専門教員配置、支援員は450人」。

○2015年＝エスポー・総合学校(小中学校)。校長「一般の授業には障害児11人は参加できない。国語や算数のときは別授業。障害児だけでなく学習困難な子らに「読む力」「読解力」を指導している」。

○2015年＝ヤルヴァンパー・職業学校(600人)。特別なニーズがある子の職業学校は全国に7校。卒業生の24%が一般の会社で働き、30%が支援された職場(保護雇用)、24%は無職。

## 5) 考えたこと

北欧の障害者施策の基本は「ノーマライゼーション(たんなる「脱施設化」でなく、障害のある人たちに障害のない人と同じ生活条件をつくりだすこと)」だ。「インクルージョン」は、移民・難民、貧困問題を含めた「社会的インクルージョン」という大テーマに発する。さまざまな「排除(エクスクルージョン)」の歴史を克服する真逆の思想だ。

そして、希望すれば教育は保障される。特別なニーズがあれば教育年限も延長される。

全障研の「障害のある子どもの教育改革提言～インクルーシブな学校づくり、地域づくり」(2010年)は、国連の「一般的意見第4条 教育」で強調されるインクルーシブ教育実現の指針ともなる。

○学校教育は、すべての子どもの差異と多様性、固有のニーズとアイデンティティを尊重するとともに、特別なニーズのある子どもには、すべての子どもに対する権利一般にとどまらず、合理的配慮(理にかなった条件整備)や特別なケア・サポートへの権利を保障する。

○教育条件を抜本的に改善するために、通常の学級を小規模化するとともに、各学校の学級数ないし児童生徒数に応じて、コーディネーターの定数化、専門性のある支援スタッフ、心理士、福祉士等の配置を進め、全校的支援体制を確立する。